

有効期限が切れる前に更新手続きすれば、 受取時の本人確認に期限切れのカードが利用できます！

有効期限の更新後、新マイナンバーカード（以下、「カード」という。）を受け取る際の、本人確認書類として、有効期限切れの旧カードを提示したところ、認められなかったという相談がありました。

ポイント

- ✓ カードの有効期限が切れる前に更新の申請をしていれば、新カードを受け取る際には旧カードの有効期限が切れていても、本人確認書類として、旧カードを利用することができます。
- ✓ カードの交付は平成28年1月から開始されており、未成年者のカードの有効期間は5年と成人より有効期間が短いことを踏まえると、今後、カードの更新に係る申請は増加することが予想されます。
- ✓ また、本件のように、未成年者は、成人と比べて本人確認として利用できる書類が限られ、健康保険証もマイナ保険証へ移行することから、本人確認書類を提示するには準備等に負担がかかります。

相談事例

こども（5歳）のカードの有効期限が間近となったため、オンラインで更新申請を行い、こどもと一緒に役場に新カードを受け取りに行った。受取に当たり、本人確認書類として旧カードを提示したが、有効期限が切れていることを理由に本人確認書類として認めてもらえなかった。

カードの有効期限が切れているとはいえ、まだ約2週間しか経っていないし、そもそも未就学児は本人確認書類が極めて限られており、ほかに適当な書類がない。

有効期限が切れた旧カードを本人確認書類として取り扱えるよう、制度を改めてもらいたい。

氏名 ●●●●

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

性別 ■

■■■■■ ■■■■ 年 月 日

1234



確認結果

当局から自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室に確認したところ、以下の説明がありました。

- ✓ 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）の「第6－3の有効期間内の交付」は、マイナンバーカードの有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となり、マイナンバーカードの更新をする必要が生じたとき等を想定しており、有効期間内に更新に係る申請を行った場合に限り、新しいカードの受取時点で更新前のマイナンバーカードが有効期間を満了していても、本人確認書類として有効です。
- ✓ ただし、旧カードの写真と交付申請者が同一（本人）と確認できる場合に限りです。また、旧カードの提示のほかに、暗証番号の照合等、事務処理要領に記載の手続が必要となります。

【個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行往第137号通知）p28】

第4 個人番号カードの交付

3 交付

．．．

「なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。ただし、第5－3の再交付又は第6－3の有効期間内の交付の場合においては、個人番号カードに添付された写真と交付申請者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できる場合に限り、有効期間満了後の個人番号カードの提示を受けることとして差し支えない。」

市区町村HPにおける案内の例

市区町村によっては、以下のとおり、有効期限が切れたマイナンバーカードでも本人確認ができることをHPに掲載している例もあります。

◆ マイナンバー制度に関する本人確認書類

マイナンバー（個人番号）制度に関する申請の際の本人確認書類は以下のとおりです。

必要書類は手続きにより異なりますので、ご確認のうえ、ご用意ください。

- ・ 代理の方が申請する場合は、申請者ご本人と代理の方両方の本人確認書類をお持ちください。
- ・ 有効期間が設定されているものは、有効期間内のもの。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の再交付の場合においては、マイナンバーカードに添付されている写真と交付申請者が同一人と確認できる場合に限り、有効期限が切れているマイナンバーカードでも可能。
- ・ 書類に記載された事項（氏名・住所・生年月日・性別）と住民票の記載事項が同じであるもの。
- ・ 複写（コピー）は不可。